

許しません

！ 滞納

滞納解消に向けた取り組み

村では滞納解消に向け、次のような取り組みを行ってまいります。

● 納税相談

村税を納期限までに納めることが困難な場合は、ご相談ください。

● 納税催告

納期限が過ぎても納付のない人に対し、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問など

● 財産調査

滞納者の財産を官公署、金融機関、生命保険などに対し調査します。

● 給与調査

滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する給与調査を行います。

● 滞納処分

土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押えを行う場合があります。

納期限までに納税していない状態を滞納といいます。

税

は、村づくりを支える大切な財源です。滞納となっている税金を放置することは、納期限内にきちんと納付している大多数の納税義務者との公平性を欠くこととなります。

また、大切な財源である村税、滞納が増えると村の財政を圧迫し、住民サービスの下下にも繋がります。

そこで村では、納期限内に納付が無い人に対して、督促状や催告書、電話、訪問により自主納付を促しています。それでも納付がない場合は、財産調査のうえ差し押さえなどの処分を受けることとなりますので、納期限内に納税されますようお願いいたします。

納め忘れの無いよう便利な口座振替に！



☆ 税に関するお問い合わせ先 多良間村役場

固定資産税・住民税・軽自動車税・法人住民税

☎ 0980-79-2502 (税務会計課)

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料